

施設総合管理所ほか
消防用設備点検業務委託
特記仕様書

令和 8 年 度
岩手県企業局

1 総則

この仕様書は、施設総合管理所他の業務委託対象施設における消防用設備の法定点検に係る業務委託について適用するものである。

2 業務委託概要

(1) 各点検業務委託対象施設の消防用設備の点検は、消防法第 17 条の 3 の 3 及び消防法施行規則第 31 条の 6 の規定に基づき、「消防用設備等の点検の基準及び消防用設備等点検結果報告書に添付する点検票の様式を定める件（昭和 50 年消防庁告示第 14 号）」及び「消防法施行規則の規定に基づき、消防用設備等又は特殊消防用設備等の種類及び点検内容に応じて行う点検の期間、点検の方法並びに点検の結果についての報告書の様式を定める件（平成 16 年消防庁告示第 9 号）」に定めるところにより適正に行うものとする。

尚、この仕様書は点検業務の概要を記載しているものであり、記載のない事項であっても、業務履行上必要と認められる軽易な作業については、委託範囲に含まれるものとする。

3 業務委託対象施設（以下「対象施設」という。）及び所在地

- | | |
|---------------------|-------------------------------|
| (1) 岩洞第一発電所 | 盛岡市日戸字姥懐 3 6 - 3 4 |
| (2) 岩洞ダム取水口 | 盛岡市藪川字大ノ平 2 6 - 1 6 |
| (3) 岩洞堰堤管理事務所 | 盛岡市藪川字外山 2 4 - 7 5 |
| (4) 岩洞ダム管理用船舶艇庫 | 盛岡市藪川字外山 2 4 - 1 1 |
| (5) 岩洞ダム余水吐ゲート巻上室 | 盛岡市藪川字外山 3 9 - 9 |
| (6) 岩洞第二発電所 | 盛岡市門前寺字越戸 7 6 - 4 5 |
| (7) 逆川揚水所 | 盛岡市藪川字逆川 3 4 - 1 8 |
| (8) 向井ノ沢取水堰堤 | 盛岡市藪川字外山第一国有林 2 7 9 林班口小班 |
| (9) 大川取水堰堤 | 下閉伊郡岩泉町大字釜津田字滝ノ上国有林 2 6 林班イ小班 |
| (10) 四十四田発電所 | 盛岡市上田字松屋敷 7 9 - 5 |
| (11) 御所発電所 | 盛岡市繫字下猿田 7 9 - 8 - 3 |
| (12) 滝発電所 | 久慈市小久慈町第 1 地割 35 - 29 |
| (13) 北ノ又発電所 | 八幡平市松尾寄木字北ノ又山 1 番国有林 4 9 9 林班 |
| (14) 柏台雪上車庫 | 八幡平市柏台 3 - 1 1 6 |
| (15) 北ノ又第二発電所 | 八幡平市松尾寄木字北ノ又山国有林 5 6 1 林班ほ小班 |
| (16) 北ノ又第二発電所ヘッドタンク | 八幡平市松尾寄木字赤川山国有林 5 6 5 林班い小班 |
| (17) 松川発電所 | 八幡平市松尾寄木第 1 地割字沼利 1 6 0 5 |
| (18) 松川発電所取水口 | 八幡平市松尾寄木松川国有林 5 5 6 林班ち小班 |
| (19) 松川発電所ヘッドタンク | 八幡平市松尾寄木第 1 地割字沼利 1 6 1 2 |
| (20) 柏台発電所 | 八幡平市松尾寄木第 1 地割字沼利 1 6 2 4 |
| (21) 柏台発電所取水口 | 八幡平市松尾寄木字松川国有林第 5 0 3 林ハ小班 |
| (22) 柏台発電所ヘッドタンク | 八幡平市松尾寄木第 1 地割字沼利 1 6 2 5 |
| (23) 北ノ又第三発電所 | 八幡平市松尾寄木第 1 地割字沼利 1 6 2 5 |
| (24) 稲庭高原風力発電所 | 二戸市浄法寺町山内 7 9 - 2 5 |
| (25) 稲庭高原風力発電所雪上車庫 | 二戸市浄法寺町袖野 2 8 2 |
| (26) 施設総合管理所 | 盛岡市上田字松屋敷 9 5 - 1 |
| (27) 四十四田クラブ | 盛岡市上田字松屋敷 9 5 - 3 |
| (28) 高森高原風力発電所変電所 | 二戸郡一戸町中山字家向 3 9 - 2 8 7 |
| (29) 高森高原風力発電所雪上車庫 | 二戸郡一戸町奥中山字西田子 3 1 4 - 2 |
| (30) 高森高原風力発電所開閉所 | 二戸郡一戸町女鹿字新田 4 2 - 2 1 |
| (31) 築川発電所 | 盛岡市川目第 2 地割字宇會沢地先地内 |
| (32) 早池峰発電所 | 花巻市大迫町内川目地内 |

4 業務委託期間

契約の翌日 から 令和9年1月15日 まで

5 点検資格者

点検を行う者は、消防設備士免状の交付を受けている者または総務省令で定める資格を有する者とし、点検作業中は消防設備士免状等を携帯すること。

(消防法第17条の3の3、第17条の13)

6 安全管理について

- (1) 受注者は、労働安全衛生法を遵守して安全管理に努めること。また、各種作業において、安全保護帽等作業に必要な保安用具等を作業員に使用させ、事故防止に努めること。
また作業の実施にあたっては、高所及び電気設備に近接した場所での作業となるため、安全確保に十分注意し、点検作業を行うこと。
- (2) 松川発電所の自動火災報知設備の一部は、配電盤室天井裏上部に設置されており、点検時に天井を踏み抜く恐れがあるため、受注者は監督職員の指定した場所以外は歩かないこと。
- (3) 岩洞第一発電所インクラインへ点検用具・機材等を積み込む際、受注者は、荷物がトンネル及び附属設備に接触しないよう荷台の高さ制限を遵守するとともに、監督職員による荷物の積載状態の確認を行った後にインクラインの運転を依頼すること。

7 提出書類について

受注者は別紙1に示す書類を速やかに提出すること。

8 点検業務の内容

(1) 点検作業

別添「各発電所消防用設備一覧」に示す設備について、消防法に基づき点検を実施するものとする。なお、朱書き部は令和7年度に更新した設備であり、点検の際は設置箇所と数量を確認すること。

(2) 対象設備および点検実施月(予定)

対象設備	点検実施月	
	5月	11月
消火器	総合点検 (機器点検を含む)	機器点検
自動火災報知設備	総合点検 (機器点検を含む)	機器点検
排煙設備	総合点検 (機器点検を含む)	機器点検
非常警報設備	総合点検 (機器点検を含む)	機器点検
誘導灯及び誘導標識	機器点検	機器点検
避難器具	総合点検 (機器点検を含む)	機器点検
配線器具	総合点検	

点検実施月について、5月及び11月を予定するが、詳細は協議により決定するものとする。なお、建屋改修工事につき、岩洞堰堤事務所(新)については5月点検全て、四十四田クラブについては消火器以外の5月点検を省略すること。

(3) 消火器点検について

消火器の機器点検については、その設置状況を含め点検を実施すること。

よって、点検のための消火器の集積は行わないものとする。

(4) 実施予定日について

点検作業の予定は、実施予定日の7日前までに書面で提出し、監督職員の承諾を得ること。

(5) 報告書の提出について

点検作業終了後、消防用設備等点検結果報告書(2部)を速やかに提出すること。

9 その他

(1) 点検器具等について

点検作業に要する器具及び消耗品等は受注者の負担とする。

(2) 移動時間等について

本委託の点検該当箇所は、溪流に設置された発電所取水設備など特殊な環境にあるものが殆どであるため、点検場所まで徒歩での移動や、未舗装の林道を長時間移動する場合もあること。

また、移動に時間を要する場所もあるため、作業予定を策定するに当たり留意すること。

【移動に徒歩を伴う点検場所】

- ・ 柏台発電所取水口 駐車場所から 10 分程度徒歩のみでの移動
- ・ 松川発電所ヘッドタンク 岩手県民の森から林道を車で 10 分程度移動、その後徒歩 5 分の移動

10 疑義

本特記仕様書において疑義及び記載なき事項については、発注者と受注者の双方で協議するものとする。

本業務の履行にあたり、疑義を生じた場合は、その都度遅滞なく監督職員に報告し、協議しなければならない。

提出書類

分類	項目	部数	備考
契約後	作業工程表	1	
	主任技術者通知書	1	経歴書を添付のこと
	点検作業従事者名簿	1	消防設備士免状等の写しを添付のこと
作業前	業務計画書	2	承諾事項 1部返却用
作業中	打合せ議事録	2	打合せの都度
完了時	業務完了報告書	1	
	消防用設備等点検結果報告書	2	点検作業実施の都度
	作業写真集	1	〃
	各発電所消防用設備一覧	2	設備に変更があった場合、その都度提出
その他	請求書	1	
備考	提出書類は、指定のない限りすべてA4判とする。		

電子納品特記仕様書〔業務〕

1 適用

本業務は、電子納品の対象業務とする。

電子納品とは、「調査、設計、工事などの各業務段階の最終成果を電子成果品として納品すること」をいう。ここでいう電子成果品とは、岩手県電子納品ガイドライン（以下、「岩手県ガイドライン」という。）及び国が策定している電子納品要領・基準等（以下「国の要領等」という。）に基づいて作成した電子データを指す。

2 電子納品実施区分

本業務における電子納品の実施区分は、次のとおりとする。

- () 本業務は、電子納品を「義務」として実施する。
(○) 本業務は、電子納品の実施を受発注者間の「協議」により決定する。

※いずれかに「○」を記入すること

3 電子納品対象書類

〔土木、農業農村整備、治山林道、水産、企業局関係〕

本業務において、電子納品対象書類を「義務」又は「協議」とする区分は、下表のとおりとする。

フォルダー	書類名	作成者		備考
		発注者	受注者	
REPORT	報告書		△	
PHOTO	写真		△	

※ 作成者欄の「○」は義務、「△」協議を示す。

※ 上記以外の書類については、受発注者間の協議によって決定する。

※ 岩手県ガイドラインで定めているものの他に、電子納品が必要な書類がある場合は、上表に記載すること。

4 電子成果品は、岩手県ガイドライン及び国の要領等に基づいて作成し、電子媒体 (CD-R) で 2 部提出すること。

5 電子成果品を提出する際は、電子納品チェックシステム・SXF ブラウザ等による成果品のチェックを行い、エラーがないことを確認するとともに、確実にウイルスチェックを実施したうえで提出すること。

6 電子成果品を提出する際には、「電子媒体納品書」を作成し、電子媒体と併せて提出すること。

電子媒体納品書〔業務〕

令和 年 月 日

様

受注者

住 所

氏 名

管理技術者氏名

印

下記のとおり電子媒体を納品します

記

業務名				TECRIS 登録番号	
電子媒体の種類	規格	単位	数量	納品年月	備考
CD-R	ISO9660 (レベル 1)	部		令和 年 月	

〔備考〕

- 電子納品チェックシステムによるチェック
 - ・ 電子チェックシステムのバージョン：__ . __ . __
 - ・ チェック実施年月日：令和__年__月__日

- CD-R が複数となる場合のそれぞれの内容
 - ・ 1/○：__
 - ・ 2/○：__